

宮崎県病院薬剤師奨学金返還支援事業 Q & A（支援者向け）

宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課薬務対策室

支援対象者認定前

問1 応募できるのはどのような人ですか？

（答）以下のすべてに当てはまる方が対象となります。

- ① 薬剤師免許を取得している方。
- ② 新たに宮崎県内の病院に薬剤師として勤務する意志を有しており、かつ、申込時点において、宮崎県内で薬剤師として勤務していないこと。
- ③ 大学等在学中に奨学金※の貸与を受け、返還残額があること。また、奨学金返還を開始している場合、返還の滞納がないこと。

※ 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金や、その他知事が認める奨学金が対象となります。利息も含めて対象となります。

問2 申請等に必要な書類を入手するにはどうすればいいですか？

宮崎県薬務感染症対策課薬務対策室ホームページからダウンロードできます。

宮崎県のホームページ：[トップ](#) > [しごと・産業](#) > [労働・雇用](#) > [就労支援](#) >

宮崎県病院薬剤師奨学金返還支援制度について

注）ダウンロードが難しい場合等、必要な書類等をお送りしますので、下記にお問い合わせください。

・宮崎県薬務感染症対策課薬務対策室（0985-26-7060）

問3 対象となる「奨学金」はどのようなものですか？

（答）対象となる「奨学金」は、大学等（薬学部）在籍中に貸与を受けている（た）次の奨学金となります。

ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

イ 宮崎県育英資金

ウ 宮崎県奨学会奨学金

問 4 「対象施設」とはどこですか。

(答) 対象施設は、宮崎県の区域内に設置された病院（県立病院を除く。）であって、以下の表の要件のいずれかに該当する施設となります。

(注) 表に記載のある医療機関が、薬剤師採用に係る募集を行っているとは限りません。

対象施設の要件に該当する医療機関に、令和 7 年度新たに正規雇用で就職した場合、県が行う当該事業の支援対象となります。

支援対象者となるには、事前に支援対象者の認定を受ける必要があります。

就職を希望される施設が薬剤師の募集を行っているか、また、要件(4)の「対象施設」に該当するかについては、就職を希望される医療機関にお問合せください。

要 件	病 院 名
(1) 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構又は国立大学法人が開設した病院	独立行政法人国立病院機構都城医療センター 独立行政法人国立病院機構宮崎病院 独立行政法人国立病院機構宮崎東病院 独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院 宮崎大学医学部附属病院
(2) 医療法第 4 条第 1 項に規定する地域医療支援病院	宮崎市郡医師会病院 独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院（再掲） 古賀総合病院 都城市郡医師会病院 独立行政法人国立病院機構都城医療センター（再掲） 小林市立病院
(3) 医療法第 4 条の 2 第 1 項に規定する特定機能病院	宮崎大学医学部附属病院（再掲）
(4) その他知事が適当と認める施設	県内への病院薬剤師の定着と支援薬剤師の資質の向上の両立を図ることが目的であるため、県が認めるプログラムを作成可能であり、「認定実務実習指導薬剤師」又は「日病薬病院薬学認定薬剤師」が在籍している医療機関

令和 7 年 3 月 31 日現在、(4)に該当する施設は以下のとおり

- ・ 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 宮崎県済生会日向病院
- ・ 小林市立病院
- ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院
- ・ 社会医療法人同心会古賀総合病院
- ・ 医療法人誠和会 和田病院
- ・ 一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団潤和会記念病院
- ・ 社会医療法人泉和会 千代田病院

問 5 奨学金返済支援までの流れはどのようなのでしょうか？

(答) 令和 7 年度（認定申請）・・・内定後

対象施設に内定等決まりましたら、必要書類を添付の上、認定申請書を提出していただきます。その後審査の上、支援対象者として県が認定を行います。

令和 7 年度（交付申請）・・・就職後

対象施設に就職後 30 日以内に、必要書類を添付の上、支援金の交付申請書を提出していただきます。

※ 勤務 2 年目以降も、毎年度 4 月末までに、新年度の交付申請書を提出する必要があります。

※ 勤務しなかった場合（中途退職を含む）は、届出書を提出していただき認定を取り消します。

（実績報告・支払）・・・交付申請を行った翌年度

交付申請を行った翌年度の 4 月 20 日までに、交付対象年度の実績（勤務実績及び奨学金の返還の状況等）を提出していただきます。

5 月末までに規定の額を一括で支給します。

問 6 奨学金返還の支援額や、支援を受けられる期間はどのようになっていますか？

(答) 返還支援額

【年額】 その年度に返還した奨学金の総額の 3 分の 2 以内です。

ただし、病院勤務月数×5 万円×2／3 が上限となります。

（最大年額 40 万円）。

【最大支援額】 360 万円

勤務を続けていただく期間

大学等在学中に奨学金の貸与を受けていた期間（下限2年間～上限6年間）に相当する期間の1.5倍、勤務を続けていただく必要があります。

支援を受けるためには、最長9年間対象施設に勤務し、県が認める「育成プログラム」（薬剤師の能力の開発・向上に資するプログラム）を受講し満了することが必要となります。

なお、育成プログラムは、おおむね3年をⅠ期とし、最長Ⅲ期（9年）で、段階的かつ継続的に実施されるものとなりますので、以下の例を参考に支援を受けることができます。

（例1）大学在学時の貸与6年分について、県からの支援を受けることとした場合

（6年間×1.5倍で9年間の従事が必要）

① 月3万円返還している方の場合

月3万円×12月＝36万円/年

年額36万円の2/3を支援＝24万円（年間支援額）

※ 支援対象者が対象施設に就職した日以降に迎える最初の返還日から、9年間従事することで全額交付

24万円×9年間＝216万円（＝年返還額36万円×6年分）

② 月5万円返還している方の場合

月5万円×12月＝60万円/年

年額60万円の2/3を支援＝40万円（年間支援額）

※ 支援対象者が対象施設に就職した日以降に迎える最初の返還日から、9年間従事することで全額交付

40万円×9年間＝360万円（＝年返還額60万円×6年分）

（例2）大学在学時の貸与2年分について、県からの支援を受けることとした場合

（2年間×1.5倍で3年間の従事が必要）

① 月6万円返還している方の場合

月5万円（月5万が上限のため）×12月＝60万円/年

年額60万円の2/3を支援＝40万円（年間支援額）

※ 支援対象者が対象施設に就職した日以降に迎える最初の返還日から、3年間の従事で上限額を交付

40万円×3年間＝120万円（＝年返還額60万円×2年分）

問 7 どのような場合に支援金を返還することになりますか？

(答) 支援対象者が自己都合により交付期間対象中に対象施設を離職した場合等、支援条件を満たさなくなったことが明らかになった場合には、原則として全額を返還していただく必要があります。

対象施設である病院を離職し、すぐに別の対象施設となる病院に就職した場合、育成プログラムの継続が可能な場合は継続されますが、会社都合で退職となった場合など、救済措置に該当する可能性がありますので、事前に県に相談の上、速やかに報告をお願いします。

問 8 県外の病院で5年勤務しています。対象施設への転職を検討していますが、プログラムの受講内容や期間、支援期間はどのようになりますか？

(答) 県内の病院からの転職は対象外となりますが、県外からの転職は支援の対象となります。まずは、対象施設へ御相談ください。

プログラムの受講内容・期間は県外の病院での勤務歴等も踏まえ、対象施設から県に相談いただき個別に判断します。支援期間は、最大9年間となります。

 支援対象者認定後

問 9 対象者の認定を受けた年度内に薬剤師免許を取得できなかった場合や、対象施設に就職しなかったときはどうなりますか。

(答) 受給資格を消失します。

要領第6条に基づき、速やかに届出（様式第4号）をお願いします。

問 10 認定後に、氏名と住所が変更になりました。何か手続は必要ですか？

(答) 要領第7条に基づき、速やかに届出（様式第6号）をお願いします。

なお、氏名変更については、変更内容がわかる書類を添付してください。

 就職後

問 11 奨学金の返還を滞納した場合、補助金の交付を受けることはできますか？

(答) 正当な理由なく滞納したと判断されたときは、それ以降の支援は受けられません。

要領第6条に基づき、速やかに届出（様式第4号）をお願いします。

問 12 支援を受けるための条件は何ですか？

(答) 県内の対象施設に就職し、その後、県から奨学金返還の支援を受ける期間、県が認めるプログラム（おおむね 3 年をⅠ期とし、最長Ⅲ期）を満了していただく必要があります。

(例 1) 大学在学時の貸与 2 年分について、県からの支援を受けることとした場合

対象施設において、3 年間(2 年間×1.5 倍)の従事が必要です。
また、育成プログラムⅠ期を満了する必要があります。

(例 2) 大学在学時の貸与 4 年分について、県からの支援を受けることとした場合

対象施設において、6 年間(4 年間×1.5 倍)の従事が必要です。
また、育成プログラムⅠ期及びⅡ期を満了する必要があります。

(例 3) 大学在学時の貸与 6 年分について、県からの支援を受けることとした場合

対象施設において、9 年間（6 年間×1.5 倍）の従事が必要です。
また、育成プログラムⅠ～Ⅲ期を満了する必要があります。

問 13 正規雇用からパート勤務に変更になった場合はどうなりますか？

(答) 補助金の交付は打ち切りになります。
要領第 6 条に基づき、速やかに届出（様式第 4 号）をお願いします。
届出後、認定を取り消します。

問 14 就職後、支援対象者が産前・産後休暇、育児休業その他の事由により、奨学金の貸与団体において奨学金の返還の期限の猶予が承認された場合の取り扱いはどうなりますか？

(答) 奨学金の貸与団体において承認された返還期限の猶予期間又は 3 年間のいずれか短い期間を上限に、交付対象期間を延長することができます。